

住所等を変更する方へ届出は忘れずに！

3月と4月は、就職・転勤・進学などで引っ越しをする方が多くなりますが、住所等を変更する場合は必ず届け出が必要になります。届け出の際は、必要書類を持参のうえ、手続きをしてください。届け出の際、本人確認のためにマイナンバーカードなどの提示をお願いします。

届出の種類	必要書類等
転出 (那須町から他の市区町村へ)	那須町から転出する方は転出届が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（国民健康保険に加入している方） ・後期高齢者医療資格確認書（75歳以上の方） ・印鑑登録証（登録している方は転出すると自動的に登録が抹消されます） ・マイナンバーカード（所有している方） ・転出先住所がわかるもの ・各種医療費助成受給資格者証（受給されている方） ※学生や施設入所者用の資格確認書が必要なときはお申し出ください。 ※届け出ができる方は、本人または町内住所の世帯主です。 ※マイナンバーカードを所有している方は、マイナポータルからオンラインで転出届が出せます。
転入 (他の市区町村から那須町へ)	那須町に転入する方は転入届が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書（前住所地の市区町村で発行したもの。ただし、マイナンバーカードを利用して転出届を提出した方は、転出証明書がなくても転入手続きが可能です。） ・マイナンバーカード（所有している方は継続利用の手続きが必要です。） ※郵送での届け出はできません。届け出ができる方は、本人または新しい住所の世帯主です。
転居 (町内での住所の異動)	那須町内で転居する方は転居届が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（国民健康保険に加入している方） ・後期高齢者医療資格確認書（75歳以上の方） ・マイナンバーカード（所有している方は記載事項変更が必要です） ・各種医療費助成受給資格者証（受給されている方） ※郵送での届け出はできません。届け出ができる方は、本人または新しい住所の世帯主です。

※マイナンバーカードを所有している方の届け出（転出を除く）は各支所ではできません。本庁住民生活課にお越しください。

健康保険・年金の届出も忘れずに！

就職や退職には、健康保険、年金の異動届が必要です。社会保険に加入された方が国民健康保険の保険給付を受けると、町が保険で負担（給付）した分を返還していただくことになりますので十分注意してください。

国民健康保険から社会保険へ	就職によって社会保険に加入した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ ・社会保険資格確認書または資格情報のお知らせ ・各種医療費助成受給資格者証（受給されている方）
社会保険から国民健康保険へ	退職によって国民健康保険に加入する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険離脱証明書等（資格喪失日が分かるもの） ・各種医療費助成受給資格者証（受給されている方）

※入学のため転出する方は、学生用資格確認書の届け出を行ってください（在学を証明するものが必要となります）。卒業して就職した方は、学生用資格確認書を使用できませんので住民生活課または各支所へ届け出が必要です。

■問合せ	○住所変更について	住民生活課 住民年金係	☎72-6908
	○国民健康保険・各種医療費助成受給者証について	住民生活課 医療保険係	☎72-6909
	○各支所 湯本支所 ☎76-3160 芦野支所 ☎74-0002 伊王野支所 ☎75-0002		